

議案第 15 号

小城市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

小城市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

部活動の地域移行に伴い、持続可能な活動体制の構築に向けた認定基準等を定めるため、本要綱を制定する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月22日7ス庁第1839号スポーツ庁次長通知)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が「小城市認定地域クラブ活動」(以下「認定地域クラブ活動」という。)の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象生徒)

第2条 地域認定クラブ活動の対象生徒は、小城市立中学校在籍又は小城市在住の中学生を原則とする。ただし、教育委員会が認めた生徒はこの限りでない。

(認定要件)

第3条 認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たっては、次の各号のすべてに該当することを要件とする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承及び発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、別記1に基づき判断する。

3 第1項第4号の規定に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別記2に沿って第14条から第16条までに定めるとおりとする。

(認定申請)

第4条 認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて申請するものとする。

2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合は、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い申請内容を審査し、第3条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第3条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合は、当該地域クラブ活動の認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定に関する通知)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定により、認定の可否について判断し、認定地域クラブ活動認定可否通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定地域クラブ活動の認定期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第8条 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第4号)により教育委員会に届け出なければなら

ない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

(休止の届出)

第9条 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合は、速やかに認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第10条 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合は、速やかに認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第6号)により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第7号)により認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第12条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、及び現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(認定地域クラブ活動に対する支援)

第13条 教育委員会は、認定地域クラブ活動に対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 運営・安全管理に関する研修・情報提供
- (2) 生徒及び保護者等に対する情報提供
- (3) 地域クラブ活動の運営等への公的支援(学校施設等の利用配慮)

等)

(4) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
(指導者の登録要件)

第14条 認定地域クラブ活動の指導者登録に当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

(1) 中学生を対象とした地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であり、かつ、教育委員会が定める研修を受講したものであること。

(2) 暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、及び無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 暴力団又は暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

ウ 過去に、暴言、暴力、及びハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

(指導者の登録手続)

第15条 認定地域クラブ活動の認定の申請を行う者は、同時に認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書(様式第8号)を教育委員会に提出するものとする。

(指導者登録に関する通知)

第16条 教育委員会は、第14条の規定により登録の可否について判断し、その結果を認定地域クラブ活動指導者登録可否通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、認定地域クラブ活動の認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に地域クラブ活動を行っている運営団体・実施主体は、令和 8 年度末までの間は、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 6 号の要件を満たしていない場合であっても認定を受けることができるものとする。この場合において教育委員会は、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。